２　令第三十条の五第二号に規定する総務省令で定める消除の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第二十四条の規定による届出（次号に掲げる届出を除く。）に基づき住民票の消除を行った場合　国内転出

二　法第二十四条の規定による届出（国外に転出をする旨の届出に限る。）に基づき住民票の消除を行った場合　国外転出

三　［略］

四　令第八条の二第一項の規定により住民票の消除を行った場合　職権消除等（帰化等）

五　令第八条の二第二項の規定により住民票の消除を行った場合　職権消除等（国籍喪失）

六　前各号に掲げる場合以外の場合　職権消除等

［３～５　略］

第二十五条から第四十一条まで　削除

（旧氏の記載、変更及び削除に係る請求書の記載事項）

第四十二条　令第三十条の十四第一項、第三項及び第四項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別とする。

（旧氏の記載及び変更に係る請求書の提出の際に添付する書類）

第四十三条　令第三十条の十四第一項及び第三項に規定する総務省令で定める書面は、戸籍法第十二条の二に規定する除籍謄本等とする。

（旧氏記載者に関する読替え）

第四十四条　令第三十条の十四第一項に規定する旧氏記載者に係る第十一条の規定の適用については、同条第三項第二号中「次に掲げる氏名」とあるのは「次に掲げる氏名及び令第三十条の十三に規定する旧氏（以下この号において「旧氏」という。）」と、同号ロ及びト中「氏名」とあるのは「氏名及び旧氏」とする。

２　令第三十条の五第二号に規定する総務省令で定める消除の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第二十四条の規定による届出に基づき住民票の消除を行った場合　転出

［新設］

二　［同上］

［新設］

三　前二号に掲げる場合以外の場合　職権消除等

［３～５　同上］

第二十五条から第四十四条まで　削除

（通称の記載及び削除に係る申出書の記載事項）

第四十五条　令第三十条の十六第一項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別並びに令第三十条の十六第一項に規定する通称（以下「通称」という。）として記載を求める呼称が国内における社会生活上通用していることその他の居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認められる事由の説明とする。

２　令第三十条の十六第四項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別とする。

（外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合の読替え）

第四十六条　法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票に通称が記載されている場合における第十一条の規定の適用については、同条第三項第二号中「次に掲げる氏名」とあるのは「次に掲げる氏名及び令第三十条の十六第一項に規定する通称（以下この号において「通称」という。）」と、同号ロ及びト中「氏名」とあるのは「氏名及び通称」とする。

（外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合）

第五十条　令第三十条の十九第四号の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（通称の記載及び削除に係る申出書の記載事項）

第四十五条　令第三十条の二十六第一項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別並びに令第三十条の二十六第一項に規定する通称（以下「通称」という。）として記載を求める呼称が国内における社会生活上通用していることその他の居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認められる事由の説明とする。

２　令第三十条の二十六第四項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別とする。

（外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合の読替え）

第四十六条　法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票に通称が記載されている場合における第十一条の規定の適用については、同条第三項第二号中「次に掲げる氏名」とあるのは「次に掲げる氏名及び令第三十条の二十六第一項に規定する通称（以下この号において「通称」という。）」と、同号ロ及びト中「氏名」とあるのは「氏名及び通称」とする。

（外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合）

第五十条　令第三十条の二十九第四号の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　同上］

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。